

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
			該 当 な し								

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成24年度)を記載すること。

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
機能性検査装置保守点検作業	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 鈴木高德 滋賀県彦根市東沼波町 1157-1	平成22年7月1日	グローリー(株) 東京都品川区大崎5-4-6	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でない仕様書どおりの保守点検ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	7,297,500	-	-	当該装置は、左記業者により製作・納入・調整されたもので、詳細なデータを有しており、機能及び構造を熟知した者でなければ要求する機能・精度の維持を保證できる点検が行えないため。	14	
油圧シリンダー外14件	独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 渡部 純 静岡県静岡市駿河区国吉 田3-5-1	平成22年7月13日	(株)小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本件は、銀行券特殊印刷機の部品で、製造メーカーでない製作できない特殊部品であるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	3,311,658	-	-	本件は、銀行券特殊印刷機及び銀行券凸版印刷機の修理用部品であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でない製作できない特殊部品であるため。	14	
特殊型付ロール修繕外1件	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺 上3-4-70	平成22年7月20日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	11,130,000	-	-	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理請負作業	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年7月29日	日本環境安全事業(株) 東京都港区芝1-7-17	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第7号 本作業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条第1項に基づき、東京都で策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき処理事業者指定されているため。	19,985,150	19,985,150	100.0%	-	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うものであり、処理に当たっては、東京都で策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により実施することとなり、左記業者は、当該計画で処理業者として指定されている唯一の業者であるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
第3号銀行券凸版印刷機番号胴軸受修繕	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 鈴木高德 滋賀県彦根市東沼波町 1157-1	平成22年8月2日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でない、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	4,998,000	—	—	本件は、銀行券凸版印刷機軸受部の修繕であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でない、仕様書どおりの修繕ができないため。	14	
銀行券特殊印刷機軸受修繕	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年8月3日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則第11条第4号 本装置の製造業者でない、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	26,953,500	—	—	本件は、銀行券特殊印刷機の軸受の修繕であり、当該機械の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でない、仕様書どおりの修繕ができないため。	17	
インキ用原材料A	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年8月5日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	32,865,000	—	—	当該品は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その製造方法、材料成分、使用用途を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
抄紙機第6・7号マーク検出装置その他点検作業	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺 上3-4-70	平成22年8月19日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	2,693,460	—	—	本装置は、偽造防止技術を付与された部位を測定する装置で、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当該機器の製造業者で、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
ステーター外6件	独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 渡部 純 静岡県静岡市駿河区国吉 田3-5-1	平成22年8月20日	兵神装備㈱東京支店 東京都中央区日本橋2-1-14	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本製品の製造業者でない、製作できない特殊部品であるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,921,584	—	—	本件は、銀行券特殊印刷機の凹版インキ自動供給装置の修理用部品であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でない、製作できない特殊部品であるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
抄紙機第6・7号トータル用紙品質検査装置点検作業	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺上3-4-70	平成22年8月20日	㈱ソルクシーズ 東京都港区芝5-33-7	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの点検ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	14,062,540	—	—	本装置の精度設計、製作を行った業者であり、点検調整にあたっては技術、知識に精通している左記業者でなければ当局の要求する機能・精度を保証できないため。	14	
銀行券凸版印刷機印章インカー一部修繕	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 鈴木高德 滋賀県彦根市東沼波町1157-1	平成22年8月25日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,942,500	—	—	本件は、銀行券凸版印刷機印章インカー一部の修繕であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でないと仕様書どおりの修繕ができないため。	14	
滝野川工場第1号諸証券用オフセット凹版輪転印刷機穿孔装置修繕	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年9月3日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	9,450,000	—	—	本件は、諸証券用印刷機の穿孔装置の修繕であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でないと仕様書どおりの修繕ができないため。	14	
特殊型付ロール修繕	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺上3-4-70	平成22年9月15日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	6,426,000	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
銀行券特殊印刷機修繕	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年9月28日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則第11条第4号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	99,750,000	—	—	本件は、銀行券特殊印刷機の印刷品質管理装置及びシーケンサの更新であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でないと仕様書どおりの更新ができないため。	17	

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	5
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	6
<p>ニ その他</p>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12